

農業委員会だより

第 49 号

平成 29 年 6 月
田原市農業委員会
☎23-3519/FAX22-3817
ID1001917

●実態調査結果による遊休農地の面積

年度 地域	H26	H27	H28
田原	171.2	170.9	185.1
赤羽根	62.1	60.8	57.5
渥美	208.6	222.9	212.3
合計	441.8	454.6	455.0

(単位：ha、小数点第2位以下を四捨五入)

遊休農地を解消しましょう

農地は大切な財産であるとともに、地域にとっても大切なものです。しかし、市内には耕作されないまま放置された遊休農地が多く存在します。一度遊休農地になってしまうと、再び農地として利用するには多くの労力や経費が必要となります。また、環境にも悪影響を及ぼし、周辺農地の耕作者に迷惑をかけることとなります。

農業委員会では、市内の遊休農地の状況を把握するため、毎年「遊休農地実態調査」を行っています。調査結果は表のとおりです。

これ以上多くの遊休農地を発生させないためにも、自分で耕作できない農地があったら、そのままにせず、担い手農家に貸し出す、売却するなどして農地の有効利用を図りましょう。

営農支援課では遊休農地解消のため、農地のあつせんを行っています。遊休農地を購入もしくは借り受け、耕作できるように再生する費用に対して、要件を満たせば国の補助金が受けられます。農地の売買、貸借などでお悩みの方、遊休農地の再生をご検討の方はぜひご相談ください。

▼営農支援課
(田原農業支援センター内)
☎22-1126



●周辺農地に迷惑をかけないようにしましょう

農地の転用は、農業委員会にご相談ください

遊休農地を解消するため、農地を転用して他の目的に使用したいと考える方もいます。駐車場や資材置場、最近では太陽光発電設備(ソーラー)用地として利用するため、所有する農地を貸してほしいという話を聞いたことがあるかもしれません。

ただし、農地転用には県知事の許可が必要です。

また、どこでも転用できるわけではなく、農用地区域に指定された場所などでは、農業用施設などを除けば、転用許可の見込みはほとんどありません。許可を得ないまま農地の転用を行った場合、県知事より工事中止の命令が下されたり、元の農地の状態に戻させられたりすることになります。

こうしたことにならないよう、農地転用を検討する場合は、事前に農業委員会へご相談ください。

また、土地改良事業が行われており、水利があるなど耕作に適した農地については、農地のまま貸し出すことをご検討ください。

